

答 申 書
(答申第32号)

平成18年11月14日

1 審査会の結論

ふるさと銀河線連絡協議会等に係る会議資料等の一部を非開示としたことについて、実施機関が当審査会で主張を変更した後も非開示とする別紙1に掲げる部分を非開示とすることは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成17年6月～8月及び11月に開催されたすべての「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会十勝ブロック会議(幹事会、首長会議)」の会議資料及び議事概要(議事内容が分かる文書)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書のうち別紙3の公文書については、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第5号に規定する非開示情報(以下「5号情報」という。)に該当するとして、一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る別紙3の2件の異議申立ては、いずれも同一人からの開示請求であって、「ふるさと銀河線連絡協議会等」に関する会議資料等に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

イ 平成18年5月15日及び同年8月7日に開催された当審査会の審議の場において実施機関は、別紙3の公文書に記録されている情報がすべて5号情報に該当する旨の当初の主張を変更し、非開示とした部分のほとんどを開示するとし、一部については、5号情報ではなく条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとした。

変更後も非開示とした部分は、別紙1に掲げるとおりである。

ウ 異議申立人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関の主張変更に対して異議申立人から意見書の提出があり、実施機関が開示するとした部分については、承諾するとのことであった。

エ 当審査会は、これらの経緯を踏まえ、実施機関が主張変更後も非開示を維持している部分について、その妥当性を判断することとした。

よって、審議の対象は、別紙3に掲げる情報のうち実施機関が主張変更後も非開示を維持している別紙1の情報である。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政

法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、別紙1の15事案の⑩及び24事案の②の文書は、バス事業者である法人の営業上の事項に関する情報であり、内部管理情報であることから、これを開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

当該文書は、ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会の要請に基づき、公にしないことを条件として若しくは幹事会及び協議会が非公開であることを前提として、バス事業者が作成し、提出したものであったことが認められる。その内容は、当該法人の事業活動の内部管理上の事項に属する情報であり、これを公開することは、事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。したがって、別紙1の15事案の⑩及び24事案の②の文書は、2号情報に規定する非開示情報に該当するものと判断する。

(4) 5号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第5号は、道と国、独立行政法人等若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、別紙1の24事案の③の文書の一部は、道と沿線自治体等との間における協議により、取得した情報であって、開示することが当該協議に反し、沿線自治体等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議の適正な執行に支障が生ずると認められる旨主張する。

ウ 5号情報の「国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、道と国等との間において、法令等に基づき、若しくは任意に行われる協議により、又は国等からの依頼、照会等により実施機関が自ら作成し、又は他から入手した情報をいうとされている。

また、「開示することが当該協議及び依頼の条件又は趣旨に反し」とは、道と国等との間における協議又は国からの依頼に際して開示しないこととする情報が特定されている場合はもとより、当該協議又は依頼の趣旨、目的、情報の内容等からその情報を開示するべきでないとして認められる情報を開示することをいうとされている。

さらに、「国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、開示するこ

とにより道と国等との間における協力関係が著しく損なわれることによって、当面又は将来にわたって当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報をいうとされている。

当該文書は、銀河線代替バス路線の市町村負担の基本的な考え方の参考として道と沿線自治体が負担額を試算したものであり、このうち非開示とした部分は、銀河線代替バス路線の市町村負担の基本的な考え方に関する記述と参考（試案）であるが、これらは代替バスダイヤ等の検討のための資料として、あくまでも仮定の考え方や試算であり、市町村負担額は、実際にバスが運行された後に、その実態に基づき決定されることから、これが公になることにより道と沿線自治体との協力関係が著しく損なわれ、当該協議に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる。したがって、別紙1の24事案の③の文書の非開示部分は、5号情報に規定する非開示情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年12月13日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成18年2月23日	
平成17年12月16日	○ 新規諮問事案の報告 1件（諮問番号15） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年1月13日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号15） ○ 審議（諮問番号15）
平成18年2月17日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号15）
平成18年2月27日 （第8回審査会）	○ 新規諮問事案の報告 1件（諮問番号24） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年3月17日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号24） ○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年4月17日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年5月15日 （第三部会）	○ 実施機関から「異議申立ての対象となっている文書の一覧表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を一部変更した。 ○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年6月12日 （第三部会）	○ 異議申立人から意見書（平成18年6月5日付け）の提出 ○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年7月10日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年8月7日 （第三部会）	○ 実施機関から「異議申立ての対象となっている文書の一覧表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を一部変更した。

	○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年9月11日 （第三部会）	○ 異議申立人から意見書（平成18年8月24日付け）の提出 ○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年10月16日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年11月6日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号15、24）
平成18年11月13日 （第16回審査会）	○ 答申案審議
平成18年11月14日	○ 答申

別 紙 1

主 張 変 更 後 の 非 開 示 一 覧

事 案	対 象 公 文 書	非 開 示 と し た 部 分	該 当 条 項
15	ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会第4回十勝ブロック会議に係る会議資料	②銀河線代替バス路線維持費補助金試算表	条例第10条 第1項第2号
24	ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会第2回十勝ブロック首長会議に係る会議資料	②銀河線代替バス路線維持費補助金試算表 ③市町村のあり方について（案）のうち「銀河線代替バス路線の市町村負担の基本的な考え方に関する記述及び※参考（試案）」	条例第10条 第1項第2号 条例第10条 第1項第5号

本件諮問事案に係る公文書の一部開示決定処分に対する異議申立て一覧

整理番号	開示請求年月日	処分年月日等	異議申立年月日	諮問番号	異議申立ての対象公文書
1	平成17年9月14日	平成17年9月29日 付け十地政第3062号	平成17年11月18日	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会第1回十勝ブロック会議に係る会議資料のうち <ul style="list-style-type: none"> ①代替バスダイヤの設定について ②代替バスダイヤの試案 ③代替バスに関する検討事項についてのバス停に関する基本的な考え方について ④ふるさと銀河線代替路線バス停留所案 ・ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会第2回十勝ブロック会議に係る会議資料のうち <ul style="list-style-type: none"> ⑤銀代替バスダイヤの設定について ⑥銀代替バスダイヤの試案 ⑦第バス転換に必要となる経費の積算資料について（十勝管内） ・ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会十勝ブロック会議に係る会議資料のうち <ul style="list-style-type: none"> ⑧代替バスダイヤの設定について ⑨代替バスダイヤの試案 ⑩代替バスに関する検討事項のバス停に関する基本的な考え方について ⑪ふるさと銀河線代替路線バス停留所案 ⑫バス転換に必要となる経費の積算資料について（十勝管内） ⑬第一基金の用途について（案）の実施項目及び要検討項目 ・ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会第3回十勝ブロック会議に係る会議資料のうち <ul style="list-style-type: none"> ⑭代替バスダイヤの設定について ⑮代替バスダイヤの試案 ⑯バス転換に必要となる経費の積算資料について（十勝管内） ⑰ふるさと銀河線代替路線バス停留所案 ・ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会第4回十勝ブロック会議に係る会議資料のうち <ul style="list-style-type: none"> ⑱ふるさと銀河線代替バス運行ダイヤ試案 ⑲ふるさと銀河線代替路線バス停留所案

					②銀河線代替バス路線維持費補助金試算表
2	平成17年 12月1日	平成18年12月16日 付け十地政第4320 号	平成18年 2月6日	2 4	<p>・ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会第2回十勝ブロック首長会議に係る会議資料のうち</p> <p>①銀河線代替バス運行ダイヤ試案のうち、幕別線、浦幌線に係るダイヤ試案</p> <p>②銀河線代替バス路線維持費補助金試算表</p> <p>③市町村のあり方について（案）のうち「銀河線代替バス路線の市町村負担の基本的な考え方に関する記述及び※参考（試案）」</p> <p>④銀河線バス転換に係る初期投資の検討について のうち「停留所整備項目の内容」</p> <p>⑤ふるさと銀河線代替バス路線に係る整備状況 （バス停欄、進行方向欄、銀河線駅欄及び駅舎利用希望欄を除く。）</p>